

## 南山大学法学会会則

第1条 本会は、南山大学法学会と称する。

第2条 本会の事務所は、南山大学法学部・法学研究科事務室に置く。

第3条 本会は、法学および関連諸学の研究を促進することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 機関紙および図書の刊行
- 2 研究会および講演会の開催
- 3 学生の研究活動の助成
- 4 その他本会の目的を達成するために適当な事業

第5条 本会の会員は、正会員、準会員および賛助会員とする。

- ② 正会員は、南山大学法学部ならびに大学院法務研究科および大学院法学研究科の専任教員とする。
- ③ 準会員は、南山大学法学部学生ならびに大学院法務研究科および大学院法学研究科学生とする。
- ④ 賛助会員は、本会の目的に賛同し、協力を希望する者で、委員会の承認を受けた者とする。

第6条 会員は、本会の刊行物の無料配布を受け、また、研究会および講演会に出席することができる。

第7条 正会員は、年額 8,000 円、準会員は、法学部生 4 年分 16,000 円、大学院法務研究科標準修業コースの学生 3 年分 12,000 円、同法学既修者コースの学生 2 年分 8,000 円、大学院法学研究科前期課程の学生は 2 年分 8000 円、同後期課程の学生は 3 年分 12,000 円、賛助会員は、年額 1 口 3,000 円を 1 口以上、会費として納めなければならない。

- ② 会費納入方法は、南山大学法学会細則による。

第8条 本会に次の役員を置き、その任期は2年とする。ただし、重任をさまたげない。

- 1 会 長 1 名
- 2 委 員 若干名
- 3 会計監査委員 1 名

- ② 会長は法学部長とし、委員および会計監査委員には会長の委託する者をもって充てる。

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

第10条 委員は、委員会を構成し会務を執行する。

第11条 会計監査委員は、本会の収支の監査を行う。

第12条 会議は、正会員をもって構成する。

- ② 会議は、法学部教授会に引き続き開くことを原則とする。

- ③ 会議は、会長が招集する。
- ④ 会議は、正会員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、定足数の算定にあたっては海外留学、国内留学および休職中の者を除く。
- ⑤ 会議の決議は、出席者の過半数による。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末までとする。

付則 本会則は、昭和52年4月1日から施行する。

付則 本会則の改正は、昭和52年12月14日から施行する。

付則 本会則の改正は、昭和56年4月1日から施行する。

付則 本会則の改正は、昭和56年12月1日から施行する。

付則 本会則の改正は、昭和57年12月1日から施行する。

付則 本会則の改正は、昭和61年12月1日から施行する。

付則 本会則の改正は、昭和63年1月1日から施行する。

付則 本会則の改正は、平成14年4月1日から施行する。

付則 本会則の改正は、平成16年4月1日から施行する。

付則 本会則の改正は、平成17年4月1日から施行する。

付則 本会則の改正は、2011年4月1日から施行する。

付則 本会則の改正は、2019年4月1日から施行する。

付則 本会則の改正は、2021年4月1日から施行する。

## 南山大学法学会細則

### (会費納入方法)

- ① 正会員は、毎年会費を納入する。
- ② 準会員のうち法学部学生は4年分、大学院法務研究科3年課程の学生は3年分、同2年課程の学生は2年分、大学院法学研究科前期課程の学生は2年分、同後期課程の学生は3年分の会費を、いずれも入学時に納入することとする。
- ③ 退学または転部の事情により準会員でなくなったときは、本人の請求に基づき、準会員でなくなった年度の翌年度以降の会費を年度割計算により返還する手続を行うこととする。
- ④ すでに納入した会費の返還請求が入学辞退者からあったときは、入学金返還に関する全学的取扱方針を準用し、返還手続を行うこととする。

(本細則の改正は、平成16年4月1日から施行する。)

(本細則の改正は、2011年4月1日から施行する。)

(本細則の改正は、2019年4月1日から施行する。)

(本細則の改正は、2020年4月1日から施行する。)